

神戸大学（大学院法学研究科）及び新潟大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

神戸大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と新潟大学法学部（以下「乙」という。）は、令和3年1月15日付2文科高第854号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。）の成績評価の割合について「秀を若干名、秀と優の割合が合計で20%以内」「可を概ね40%程度」としていたものを「秀を10%未満、優を20%程度、秀と優の割合が合計で30%未満」「可を概ね30%程度」に変更する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月5日

甲

学長（代理人）
神戸大学大学院法学研究科長

栗 栖 薫 子

乙

学長（代理人）
新潟大学法学部長

上 村 都

神戸大学（大学院法学研究科）及び新潟大学（法学部）の法曹養成連携協定

神戸大学（以下「甲」という。）と新潟大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、乙の法曹コースにおける教育と甲の大学院法学研究科実務法律専攻における教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 神戸大学教学規則第4条に規定する甲の大学院法学研究科実務法律専攻
- 二 連携法曹基礎課程 新潟大学法学部規程第5条に規定する乙の法学部の法曹養成プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を 別紙第1 のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を 別紙第2 のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を 別紙第3 のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。なお、ここにいう本法曹コースに在籍する学生とは、新潟大学法学部規程第5条第2項にいう法曹養成プログラムの選択にかかる届出をしている学生のことをいう。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの2年次学生に対して、10名程度の教員を学修指導教員として配置すること
- 二 本法曹コースの3年次以上の学生に対して、学生が所属する演習の担当教員を、学修指導教員として配置すること
- 三 前2号の学修指導教員に加えて、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員を配置すること

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院への進学のためのガイダンスを行うこと
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院における教育方法及び教育内容を体験する機会を提供すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業科目の配置及び内容について協議を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 第1項各号に掲げる事業の実施方法については、甲と乙の協議により決定する。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は 別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、前条の規定にかかわらず、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時

点において現に乙に在籍する学生が乙に入学した日から起算して4年を経過する時、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であつて本協定の目的の実施に当たり調整が必要なものと及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月5日

甲

学長（代理人）

神戸大学大学院法学研究科長

栗 栖 薫 子

乙

学長（代理人）

新潟大学法学部長

上 村 都

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コース（法曹養成プログラム）の教育課程を編成する。

(1) 教育課程の基本的な編成方針

法曹養成プログラムは、本学法学部における4年間の法学の学びを体系的に編成するものである。また、法曹養成プログラムは、法科大学院における2年間の既修者コースへの進学を前提とし、法科大学院における未修者コースの1年次までの学修内容を法学部での学びにおいて完成させようとするものである。すなわち法曹養成プログラムは、学部・大学院を通じた6年間の一貫性のある体系的な法学教育を前提とするものであるとすることができる。法曹養成プログラムの具体的内容は、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」及び「刑事訴訟法」に関する分野の科目を含む法科大学院における法律基本科目に対応する科目（以下、基本7法科目という）を中核とする。また、1年次の「スタディ・スキルズ」、2年次の「基礎演習（憲・民・刑）」、3年次の「法文書作成」「法政演習」、4年次の「卒業研究」「ジュニア・リサーチ・ペーパー」といった演習科目を配置し、学生の主体的な学びを支援する。法曹養成プログラムでは、法学部での4年間の学びを大きく3つのステップに分けて編成する。3つのステップとは、「大学学修準備」「法的ルールの基礎学修」「進路選択・学修完成」である。

(2) 教育内容や方法に係る方針

第1ステップの「大学学修準備」では、大学の学びに必要なスキルの修得や法学の基礎的素養を養う。また、学部における専門教育を受けるための導入として、社会における法の役割について学ぶ。具体的には、法曹を志す学生に早期に専門教育の機会を提供するため、1年次第1学期より、法学部導入科目である「人文社会科学入門（法学）」「リーガル・システム」及び「データサイエンス総論Ⅰ」を履修する。また、演習科目として「スタディ・スキルズ」を配置し、高校までの学びから大学における法学の学びへの転換を支援する。

第2ステップの「法的ルールの基礎学修」では、法律学及びそれに関連する領域関連科目を主として履修する。法律学の基幹科目である憲法・民法・刑法については、それぞれの講義科目に対応させつつ、「基礎演習」との組み合わせを、憲法・民法・刑法のいずれかで完成させる。具体的には、2年次の「憲法基礎演習」「民法基礎演習」「刑法基礎演習」において、各分野の基本判例を扱う少人数の演習を実施する。学生は、これら3つのうち少なくとも1つを履修しなければならない。

第3ステップの「進路選択・学修完成」では、社会の様々な問題を法的に対処するための問題解決能力を養うとともに法科大学院に進学するための基礎的素養を完成させる。具体的には、法的な議論と法文書の作成に係る実践的な能力の涵養を目的とし、3年次に「法文書作成Ⅰ・Ⅱ」を履修する。また、法曹に求められる専門的知識、課題発見能力、ディスカッション能力等を涵養するため、特定の分野に関する少人数での3年次の必修演習科目として「法政演習Ⅰ・Ⅱ」を、4年次の必修演習科目として「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を履修する。さらに4年次には、「ジュニア・リサーチ・ペーパー」を必修科目として履修し、本プログラムの集大成を図る。

(3) 学修成果の評価に係る方針

本プログラムにおいて重視する学修成果は、高い法的な推論、分析、構成及び論述の能力である。このため、基本7法科目を中核とする専門講義科目については、定期試験において記述式試験を原則とし、厳格な相対評価を実施する。また、専門演習科目については、高度な法文書作成能力の涵養を目的としてきめ細かな指導を徹底する。具体的には、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」「ジュニア・リサーチ・ペーパー」を集大成科目として位置づけ、これらの科目において法文書作成能力を涵養する。なお、法曹養成プログラムでは、とくに優秀な学生について、3年次での早期卒業を可能とする。3年次早期卒業の場合には、通常の卒業要件にくわえ、高い成績要件（基本7法科目の3分の2以上が「秀」または「優」であること及び全履修科目の累積 GPA の値が2.8以上であること）であることを要件とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	数 単位	科目名	数 単位	科目名	数 単位
1年	前期	スタディ・スキルズ	2				
		人文社会科学入門（法学）	2				
		憲法Ⅱ	2				
		リーガル・システム	2				
		憲法Ⅲ	2				
		民法Ⅱ	2				
	後期	刑法Ⅲ	2				
		データサイエンス総論Ⅰ	1				
		憲法Ⅰ	2				
		民法Ⅰ	2				
		刑法Ⅰ	2				
		行政法Ⅰ	2				
		特殊講義（公法発展）	2				
		民法Ⅲ	2				
2年	前期	特殊講義（刑法各論発展）	2				
		会社法Ⅰ	2				
		行政法Ⅲ	2				
		民法Ⅳ	2	憲法基礎演習※2	2		
		民法Ⅷ	2				
		刑法Ⅱ	2			特殊講義（リーガル・プロフェッション）	2
		会社法Ⅱ	2				
		民事訴訟法Ⅰ	2				
		行政法Ⅱ	2				
		民法Ⅴ	2				
	後期	会社法Ⅲ	2				
		刑事訴訟法Ⅰ	2				
		特殊講義（国家補償法）	2				
		民法Ⅵ	2	民法基礎演習※2	2		
3年	前期	特殊講義（手形小切手法）	2	刑法基礎演習※2	2		
		民事訴訟法Ⅱ	2				
		民法Ⅶ	2				
	後期	民法Ⅸ	2				
		刑事訴訟法Ⅱ	2				
	通	法文書作成Ⅰ	2				
	法政演習Ⅰ	2					
	卒業研究Ⅰ※1	2					
	法文書作成Ⅱ	2					
	法政演習Ⅱ	2					
	卒業研究Ⅱ※1	2					
	ジュニア・リサーチ・ペーパー※1	4					
合計			81		2		41※3

【備考】

- ※1 4年次配当科目であるが、法曹コース早期卒業の届出をした者は、第3年次において履修科目として登録することができる。
- ※2 この中から2単位以上の修得が必要である。
- ※3 乙の履修要件に従い、法曹養成プログラムの必修科目（81単位）及び選択必修科目（2単位）を含む専門科目124単位以上を修得することが乙の卒業及び法曹養成プログラム修了に必要である。
- ※4 本表に記載の科目名称は、新潟大学法学部規程別表に記載のものである。

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

本協定第4条の成績基準は、次の通りとする。

1. 成績評価基準

区分	評点	成績の評語	評価の割合	
合格	100～90点	秀	60点以上の受験者のうち	秀・優の合計 10%未満
	89～80点	優		30%未満 20%未満
	79～70点	良		おおむね 40%程度
	69～60点	可		おおむね 30%程度
不合格	59点以下	不可		

2. 備考

(1) 上記成績表記基準の対象科目は指定7法科目とする。ただし、以下の科目についてはその対象外とする。

- ① 法学部履修者20名未満の指定7法科目
- ② その他、学務委員会が適当と認めた科目

(2) 成績の評語の基準は、次の通りである。

評語	基準
秀	授業科目の目標を超えている。
優	授業科目の目標に十分達している。
良	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
可	授業科目の目標の最低限を満たしている。
不可	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

(3) GP及びGPAの算出方法は、以下の通りである。ただし、成績が60点未満の授業科目のGP値は、0とする（新潟大学法学部履修細則第9条第2項）。

- ① $GP = (\text{各授業科目の成績} - 50) / 10$
- ② $GPA = (\text{履修登録した各授業科目の単位数} \times GP) \text{の総和} / \text{履修登録した各授業科目の単位数の総和}$

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

本協定第5条第1項の早期卒業制度は、次の通りとする。

1. 対象者

法曹養成プログラムの登録をしている者

2. 早期卒業の認定要件

法曹養成プログラムの早期卒業（以下「法曹コース早期卒業」という。）についての要件は、次に掲げる通りとする。

- (1) 本学部の在学期間が通算3年（6学期）に達していること
- (2) 本学部の卒業要件として認められる科目につき124単位以上修得していること
- (3) 【別表1】に定める必修科目の単位を修得していること
- (4) 【別表1】に定める必修科目L類及び必修科目M類の授業科目の2/3以上が「秀」（90点以上）若しくは「優」（80～89点）であること
- (5) 第3年次終了時の全履修科目の累積GPAが2.8以上であること

【別表1】

名称	種目	備考	単位数	
必修科目A類	必修：1年次	スタディ・スキルズ	7	
		人文社会科学入門（法学）		
		リーガル・システム		
		データサイエンス総論I		
必修科目L類	必修：1～3年次	<指定7法科目>		
(1)	① 憲法関係	憲法I，憲法II，憲法III，特殊講義（公法発展）	8	
	② 民法関係	民法I，民法II，民法III，民法IV，民法V，民法VI，民法VII，民法VIII，民法IX	18	
	③ 刑法関係	刑法I，刑法II，刑法III，特殊講義（刑法各論発展）	8	
	④ 商法関係	会社法I，会社法II，会社法III，特殊講義（手形小切手法）	8	
	⑤ 民事訴訟法関係	民事訴訟法I，民事訴訟法II	4	
	⑥ 刑事訴訟法関係	刑事訴訟法I，刑事訴訟法II	4	
	⑦ 行政法関係	行政法I，行政法II，行政法III，特殊講義（国家補償法）	8	
総合計		29科目	58	
(2)	必修科目M類	選択必修： 1～2年次	法曹養成プログラムのために開港された憲法基礎演習，民法基礎演習，刑法基礎演習の中から1科目	2
(3)	必修科目N類	必修：3年次	法文書作成I，法文書作成II	4
(4)	必修科目C類	必修：3年次	法政演習I，法政演習II	4
(5)	必修科目D類	必修：3年次	卒業研究I，卒業研究II，ジュニア・リサーチ・ペーパー	8
総合計			41科目	83

3. 早期卒業の認定手続

早期卒業を希望し、下記の条件を満たす者は、第2年次（休学期間を除く）が終了する学期の公示する日時までに、書面により学部長に早期卒業希望届を提出しなければならない（新潟大学法学部履修細則第10条第7項）。

- (1) 早期卒業希望届を提出した年度の3月31日において2年（4学期）在学していること
- (2) 第2年次が終了する学期までの累積GPAが2.8以上であること

4. 履修条件（CAP）の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件

- (1) 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は22単位を上限とする。
- (2) (1)にかかわらず、前学期において優れた成績をもって単位を修得した学生については、【別表2】の定めるところにより、これを超える単位数を登録することができる。

【別表2】

前学期の学期 GPA	登録可能単位数
3.5 以上	30
3.0 以上 3.5 未満	26
2.5 以上 3.0 未満	24

法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1. 5年一貫型教育選抜について

5年一貫型教育選抜の対象者は、以下の通りとする。

乙の法曹コースに在籍する者

5年一貫型教育選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に乙の法曹コースを修了する見込みの者

5年一貫型教育選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び口頭試問によって行う。

書類審査と口頭試問の配点比率は1：2とし、口頭試問は、出願書類並びに憲法、民法、刑法又は会社法に関するその場で与えられた問題に関する質疑により審査を行う。

甲における募集人員は、甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程大学からの出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育一般選抜」という。）の17名と、地方大学である連携法曹基礎課程からの専願での出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育地方選抜」という。）の3名の合計20名とする。

【甲における5年一貫型教育地方選抜の実施について】

甲は、特に法科大学院をもたない地方国立大学法学部等の法曹コース生を法科大学院に受け入れることへの社会的需要が強いことに鑑み、それらの地方国立大学からの要請を受けて連携協定を複数締結するとともに、それらの連携先法曹コースからの学生の受け入れを想定して5年一貫型教育地方選抜の定員を設定する。

2. 開放型選抜について

開放型選抜の対象者は、以下の通りとする。

法曹コースに在籍する者

開放型選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に法曹コースを修了する見込みの者

開放型選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び筆記試験によって行う。

書類審査と筆記試験の配点比率は1：3とし、筆記試験は、憲法、民法、刑法及び会社法に関して行う。筆記試験の配点は、憲法及び会社法を各50点、民法及び刑法を各100点とする。なお、筆記試験において、憲法、民法、刑法及び会社法の4科目中1科目以上が、一定の成績に達しない場合は、他の科目の成績にかかわらず不合格とする。

甲における募集人員は10名とする。